

小金井市分別収集計画

1 計画策定の意義

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体である市民、事業者及び行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

また、新たな廃棄物最終処分場の確保は非常に困難なものとなっており、次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況にあるため、埋立処分量の削減に取り組む必要がある。

小金井市では、家庭ごみの一部有料化や燃やさないごみの3分別収集等、市民及び事業者と連携し、ごみ減量・リサイクルの推進に取り組んでいるところである。

本計画は、このような状況のなか容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集することにより、容器包装廃棄物の削減、リユース及びリサイクルの推進並びに最終処分量の削減を図ることを目的とし、市民、事業者及び行政のそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の排出抑制、リユース及びリサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、ダンボール製容器、ペット製容器及びプラスチック製容器包装（ペット製容器以外のもの）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	5,881t	5,900t	5,917t	5,930t	5,939t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者及び行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 環境教育及び啓発活動の充実

学校や町会・自治会等での出前講座及びごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を活用し、ごみ排出量及びごみ処理に要する経費の状況並びに最終処分場のひっ迫等について環境教育を行い、認識を深めてもらう。

また、ごみ減量キャンペーン、チラシの全戸配布、広報誌「ごみ減量・リサイクル特集号」の発行、市ホームページやごみ分別アプリ、ごみ減量啓発DVD・冊子等を活用して、ごみの排出抑制、ごみの分別排出、再利用及び再生利用の意義・効果等に関する啓発活動を充実させる。

(2) 市民及び事業者との協働によるごみ減量意識の向上

市民及び事業者と連携してノーレジ袋キャンペーンを実施し、マイバック持参の徹底等を積極的に呼び掛け、レジ袋の削減を推進する。

また、リサイクル推進協力店認定制度の認定店舗数の拡大に取り組み、過剰包装の抑制、ばら売り・量り売り及びリサイクル商品の利用等を促進し、市民及び事業者との協働によるごみ減量意識の向上を図る。

(3) ごみの分別指導の徹底

清掃指導員によるごみの分別指導を徹底し、適正処理を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

再商品化計画、収集機材及び選別施設等を勘案し、容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を以下のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分									
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶									
主として ガラス製の 容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 15px; width: 10px;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 100px;"></td> <td>無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 15px; width: 10px;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 100px;"></td> <td>茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 15px; width: 10px;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 100px;"></td> <td>その他のガラス製容器</td> </tr> </table>			無色のガラス製容器			茶色のガラス製容器			その他のガラス製容器	ガラスびん
		無色のガラス製容器								
		茶色のガラス製容器								
		その他のガラス製容器								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック									
主としてダンボール製の容器	ダンボール									
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル									
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装									

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
主としてスチール製の容器	107t	107t	107t	107t	107t
主としてアルミ製の容器	159t	160t	160t	160t	160t
無色のガラス製容器	(合計) 496t	(合計) 498t	(合計) 499t	(合計) 500t	(合計) 501t
	(引渡) 0t (独自) 496t	(引渡) 0t (独自) 498t	(引渡) 0t (独自) 499t	(引渡) 0t (独自) 500t	(引渡) 0t (独自) 501t
茶色のガラス製容器	(合計) 234t	(合計) 235t	(合計) 236t	(合計) 237t	(合計) 237t
	(引渡) 0t (独自) 234t	(引渡) 0t (独自) 235t	(引渡) 0t (独自) 236t	(引渡) 0t (独自) 237t	(引渡) 0t (独自) 237t
その他のガラス製容器	(合計) 269t	(合計) 270t	(合計) 271t	(合計) 272t	(合計) 272t
	(引渡) 0t (独自) 269t	(引渡) 0t (独自) 270t	(引渡) 0t (独自) 271t	(引渡) 0t (独自) 272t	(引渡) 0t (独自) 272t

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	3t	3t	3t	3t	3t
主としてダンボール製の容器	1,099t	1,103t	1,106t	1,108t	1,110t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 319t	(合計) 320t	(合計) 321t	(合計) 322t	(合計) 323t
	(引渡) (独自処理) 313t 6t	(引渡) (独自処理) 314t 6t	(引渡) (独自処理) 315t 6t	(引渡) (独自処理) 316t 6t	(引渡) (独自処理) 317t 6t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,822t	(合計) 1,828t	(合計) 1,833t	(合計) 1,837t	(合計) 1,841t
	(引渡) (独自処理) 1,822t 0t	(引渡) (独自処理) 1,828t 0t	(引渡) (独自処理) 1,833t 0t	(引渡) (独自処理) 1,837t 0t	(引渡) (独自処理) 1,841t 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みを以下のとおりとした。

直前年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は過去の人口変動等を勘案し、以下の表のとおり設定した。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
100.25%	100.32%	100.28%	100.22%	100.16%

注：表中の数値は対前年度比を示す。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、ガラスびん、飲料用紙パック、ダンボール及びペットボトル以外のプラスチック製容器包装については民間施設で、缶及びペットボトルについては市の施設で、選別、圧縮及び保管等を行う。

平成29年度末をめどに、廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置等に関する整備基本計画を定め、施設整備に取り組む。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 廃棄物減量等推進審議会において、ごみの減量及び再利用の促進等に関する事項の審議を行う。
- ・ ごみゼロ化推進員の活動を支援し、ごみの減量啓発、ごみの分別排出、資源物の資源化及び再利用の促進等の自主的な地域活動を推進する。